

# 近世洞門における『梵網經』の学びについて

— 附録・面山瑞方『永福老人梵網古迹戒題鈔』翻刻資料 —

菅原研州

## 一、はじめに

本論は、近世曹洞宗における『梵網經』への学びについて、総括的に論じるものである。論点としては、以前に拙論<sup>①</sup>で紹介した、乙堂喚丑（一六八四？〜一七六〇）が残した「梵網經古迹記」<sup>②</sup>について、内容の実態を探りたいと思っている。なお、乙堂の同文は、以下の通りである。

△梵網經古迹記 太賢法師ノ撰述ナリコレヲ我朝ニ弘メシ叟ハ笠置ノ鮮脱上人ナリ（諱ハ貞慶）上人ノ弟子戒如コレヲ覚盛叡尊ノ二公ニ傳ラレタリ覚盛ハ初メ奥福寺ノ柏院ニ居ス後ニ招提寺ニ住セラレテ大悲菩薩ト称セリ叡尊ハ西大寺ニ居ス興正菩薩ト謚アリコノ人古迹

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

ノ科文ヲ著シテ古迹ノ文集ヲ集メラレタリ其後大悲興正ノ門徒ノ間ニ少々異義トモアリテ補忘抄述古迹抄ト云書出来タリ近代迄梵網ヲ講スル者ハ皆古迹ニヨレリ<sup>③</sup> 近比鳳潭禪師以來法戒疏ヲ用ル叟ニナレリ

右記内容では、江戸時代初期まで『梵網經』の講義などに太賢『梵網經古迹記』（以下、『古迹記』と略記）が用いられ、末疏も多く成立したが、華嚴宗の鳳潭（一六五四〜一七三八）以降は法藏『梵網經菩薩戒本疏』（以下、『本疏』と略記）を用いることになったと指摘している。鳳潭の名前の直前に「近比」とあるため、この内容が乙堂によって記載されたものと判断した。なお、太賢『古迹記』の用いられた例として挙がる「補忘抄述古迹抄」を含め、

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

詳細は後述したい。

本論の直接の先行研究として、渡部賢宗氏「道元禪師の禪戒觀（一）」（『永平正法眼藏蒐書大成月報』8）昭和五年八月、所収）を挙げておきたい。同論では近世禪戒論における『梵網經』及びその註釈書の影響を指摘している。

4 指月慧印の『禪戒篇』は、『教授戒文』の十重禁戒のみを引いて釈したもので、賢首大師法藏の『梵網經菩薩戒本疏』をも併せ用いて理事該明ならしめたものである。<sup>(4)</sup>

特に、本論では、右記の内容を検証し、その上で、近世洞門の学僧が記した『梵網經』関係の文献の実態を明らかにしたい。

## 二、指月慧印『禪戒篇』における『梵網經』註疏の影響

前項で述べた通り、近世洞門の禪戒関係文献には、『梵網經』註疏の影響があると指摘されている。中でも、指月慧印（一六八九〜一七六四）の『禪戒篇』（享保二〇年「一七三五」成立・元文二年「一七三七」版）は、十重禁戒の解釈で法藏『本疏』の影響を受けているとされた。今

回調べた限りで、影響を受けた文献の実態が判明したため、報告しておきたい。

煩を厭わずに『禪戒篇』「十重禁戒」の一である「第三不貪婬」の項目を全文引用しておきたい。

第三不貪婬。謂諸苦所因貪欲為本。貪染婬蕩生死輪迴。罪獄枷鎖欲海險浪。①智度論曰。婬欲心雖不惱衆生。心繫縛故為大罪也。僧祇律云。可畏之甚無過女人。敗正壞德無不由之。正法念處經曰。世間男得苦皆由於女人。天中大繫縛無過於女色。当知畢竟因繫縛故。敗壞正德為大過罪。常亂定心令失禪失念。智度論曰。此之五欲禪家正障。又是魔意損害衆生。②華嚴曰。是五欲者衆魔境界。愚人所行。諸佛訶責。①又曰。是障道法。能障生天。況無上道。蓋此鄙事①染情逸蕩耽滯專固。故謂之婬。③戒律之中易犯難護者是之已。依字書淫字二。水偏婬是為過咎。過也溢也。女偏婬是為邪私。私逸也。凡情滯色欲名婬欲。亦名淫色淫荒。五子內作色荒。外荒禽荒。〈註迷亂曰荒。〉若約吾教名不淨行。謂愛染汙心故。又名非梵行。謂非淨法行。謂非淨法行故。行此非法汙淨戒故。皆以行名焉。

若依一途。在家制邪不制正。若如法王心地之戒。不問道俗一切皆制。以此貪淫自無慈起故也。如境有男女鬼畜死屍等。心有輕中重。今不論子細。纔發心趣境。爲人通情。教令作等。皆爲過犯。凡佛子之所事。雖逢苦逼不忘住慈悲孝順。以如來清白行救度衆生。豈作損己壞人。汗辱我道鄙劣惡行。其因緣法業審思察焉。④宗傳曰。心境如如解脫門開。夫心不如染行貪著故。⑤追求愛慕明心晦昧。無而忽生。有而無蹤。古鏡當臺歷劫無瑕。紛然一念遂生塵埃。形影相磨有貪求妒害生。以彼違順致是喜怒。此因是物自甘纏縛。莫憂是物已迷逐已迷逐物。自迷無處本誤鏡像。鏡像本無眞僞可著。無著之宗入心境如如。持犯齋如如解脫門開。戲於佛子自他同會清白梵行。豈忍纏縛穢辱二世。唯重法檢情。是鄙劣不仁何復爲之哉。

この内、①とした部分は法蔵『本疏』からの引用である。だが、その①の間に挿入される②は、鳳潭が編集・註記した『梵網經菩薩戒本疏紀要』(以下、『本疏紀要』と略記)の註記部分となっている。『本疏紀要』の刊行年次からは『禪戒篇』に引用されたことも自然なことである。ま

近世洞門における『梵網經』の学びについて(菅原)

た、③は、①と②が混在している。『本書』本文に『本疏紀要』で入れた割注などを、一つの文章にしたものである。④は「宗傳曰」とあるが、これは『教授(戒)文』からの引用であり、④は『教授(戒)文』に対する指月の解釈となる。

よって、先に挙げた乙堂の指摘は、『本疏』そのものというより、鳳潭『本疏紀要』を指していたと理解して良い。そして、曹洞宗内でも、その影響が見て取れたわけである。

なお、先行研究では他に『本疏』の影響を受けた文献として月潭全龍『大戒要文』<sup>7)</sup>が挙げられる。同書は、指月『禪戒篇』の影響もあるけれども、それとは別に『本疏』からの引用が見られる。『曹洞宗全書』所収本の場合、例えば先に検討した「第三不貪姪」で見ていくと、『教授戒文』の本文を挙げ、『禪戒篇』の指月の註釈を挙げ、更に『一心戒文』を引き、『梵網經』巻下の本文を引いて、その後、「賢首」とあるため、法蔵の『本疏』からも引用している。なお、『智論』とあって、『大智度論』からの引用に見える箇所や『十地論』なども、実態としては『本疏』

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

からの孫引きである。ただし、『寶積經』からの引用だとされる「寶積經云、女人地獄使、能斷佛種子、外面似菩薩、内心如夜叉」については、万仞道坦『禪戒鈔』からの引用であると推定される<sup>(8)</sup>。そして、最終的には「大賢曰」として『梵網經古述記』（各戒文の条文名も、『古述記』から採っている）から引用し、末尾には面山瑞方『永福面山和尚說戒』からの引用も見える。結果的に、『大戒要文』では『本疏』からの引用はあるが、『本疏紀要』ではないと判断して良いように思われる。

月潭の生没年は？一八六五年と江戸時代末期であり、先に挙げた乙堂の見解が発せられた状況や、鳳潭『本疏紀要』刊行からも一定の年月が経ち、「十重禁戒」の学びの方法が変容していても不自然ではないというべきであろう。

また、「十重禁戒」を含む、「仏祖正伝菩薩戒」への学びは、経豪『梵網經略抄』の発見・書写により、万仞道坦による研究が『禪戒鈔』『禪戒本義』その他の成果へと結実した。だが、これらは、厳密に言えば『梵網經』そのものへの学びというより、宗旨としての「仏祖正伝菩薩戒」あ

るいは『教授戒文』への参究というべきものであったため、本論での考察に入れていない。

### 三、『梵網經古述記』の影響

前項で、指月『禪戒篇』への法藏『本疏』並びに鳳潭『本疏紀要』の影響を見たが、他の文献まで調査を広げると、太賢『古述記』の影響の方が強い印象である。本論では、その事例を検討しておきたい。

まず、先に挙げた乙堂の見解には「補忘抄述古述抄」とある。これは、南都西大寺定泉（一二七三〜？）による『梵網古述補忘鈔』（寛文二年「一六六二」版など）と、編著者不明の『梵網經古述抄』（寛永二年「一六四四」版など）などのことであろう（「述」は不明）。それぞれ江戸期に刊行されており、乙堂が目にする機会もあったと思われる。乙堂は江戸時代には『古述記』が先行的に学ばれていた様子を伝え、それが鳳潭によって『本疏紀要』の影響力が強まったことを指摘したが、近世洞門では指月『禪戒篇』を貴重な例外としつつ、『本疏』よりも『古述記』が好まれたようである。

岡田宜法氏の『日本禅籍史論』<sup>9)</sup>は、近世江戸期に構築された曹洞宗祖師の著作解題を網羅的に紹介する成果であるが、『梵網経』に因む題名を持つ著作を見ていくと、以下のような成果が見られる。

- ・面山瑞方『梵網戒本口訣』宝暦一二年（一七六二）序
  - ・面山瑞方『梵網古迹戒題鈔』年代不明
  - ・面山瑞方『梵網経末偈註』年代不明
  - ・宝巖興隆『梵網古迹記略』年代不明
- 宝巖による関連著作は「日本古典籍総合目録DB」で、更に以下の二本も挙げる。

- ・宝巖興隆『梵網経述記冠註』年代不明
  - ・宝巖興隆『梵網経述記集解』年代不明
- あくまでも管見の限りではあるが、以上の通り、面山瑞方（一六八三〜一七六九）と宝巖興隆（一六九一〜一七六九）に『古迹記』に因む文献が確認された。なお、面山の『梵網戒本口訣』（または『梵網素本口訣』とも）は題名からは分からないが、後述するように『古迹記』の影響が強い。

面山と宝巖の両者は、生年こそ面山が早いが出年と同じ

近世洞門における『梵網経』の学びについて（菅原）

であり、ほぼ同時代に活動したと見て良く、『梵網経』への接し方について諸事比較検討しなかったが、現段階では宝巖について報告する内容をほとんど持たないため、以下は主として面山の事績についての報告を行う。

一点、宝巖の著作として『仏典疏鈔目録』（上下巻）が『大日本仏教全書』巻一に収録され、巻上の「梵網経疏鈔目録」には、自身の著作として『梵網経述記集解』のみ見え、他の二本が見えない。よって、成立順としては、『梵網経述記集解』が早かったと推定できるくらいである。

また、江戸時代末期の全苗月湛（一七二八〜一八〇三）には、天明元年（一七八一）と寛政九年（一七九七）に、それぞれ『古迹記』を大衆に提唱した記録が見られる。<sup>10)</sup>

#### 四、面山瑞方と『梵網経古迹記』

面山瑞方には『梵網戒本口訣』があるけれども、内容は『古迹記』の影響が大きい。それは、面山自身の参学過程に由来することが推定される。

弱年ノ比、アル眞言律師ノ梵網古迹ヲ講ゼラレシ時  
ニ、ソノ室ニ、獨参シテ（以下略）<sup>11)</sup>

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

そこで、『面山年譜』<sup>12</sup>より、面山による『梵網經』参学の経緯を明らかにしてみたい。

元禄一四年（一九歳） 湛堂律師の梵網古迹を講ずるを聞く。因みに湛堂に就いて熟、梵網素本の始末を聞く。

宝永四年（二五歳） 又、高麗寺志鴻沙弥は、叡山靈空の徒なり、時来宿して、天台梵網義疏を商量す。

宝永五年（二六歳） 冬十一月五日、師、臂香及び指燈を焼き諸佛を供養す、専ら梵網の聖訓に順う。

宝暦一一年（七九歳） 四月十六日を以て梵網經古迹を開演し、五月十四日に終わる。

宝暦一二年（八〇歳） 閏四月末を以て、泉湧通玄院に移り、梵網素本口訣を述す。

以上の事績となるが、先の『梵網戒本口訣』で挙げられた、「アル眞言律師」とは、湛堂のことであろうと思われる。ところで、この湛堂について、面山は以下のようにも書き記している。

自ら案ずるに、曾て元禄十四、歳辛巳に舍る。餘歳十九の冬、肥前高來郡清光山江東寺の慧眼實朗禪師の法

幢會に安居して、律師湛堂慧淑の梵網古迹を講ずるを聴く。<sup>13</sup>

よつて、河内野中寺六世で近江安養寺開山の真言律・湛堂慧淑（一六六九〜一七二〇）<sup>14</sup>から、面山がまだ熊本にいた頃に『梵網經古迹記』の講義を聞いたことが明らかとなった。湛堂は多くの著作を残し、主として道宣『教誡新学比丘行護律儀』に因むものは各種目錄等にも掲載されるが、『古迹記』に直接関わると思われる名称を持つ著作は見えない。よつて、面山への影響は、面山の著作から類推するしか無いが、『古迹記』に依拠して提唱などを行う契機を作った人と評価出来よう。

宝永四年は、相模老梅庵で閉門していた時の一件である。高麗寺（現在の神奈川県中郡大磯町高麗に所在していた）は明治期の神仏分離の影響で廃寺（寺内の仏像などは子院だった同町内の慶覚院に収蔵）となった天台宗の寺院だが、江戸時代は東照大権現を勧請するなどし、参拝者も多かったともいう。そして、同寺には比叡山の靈空光謙（一六五二〜一七三九）の弟子である志鴻沙弥がいて、面山と『天台梵網義疏』<sup>15</sup>について議論した様子が伝わる。靈

空といえは、いわゆる安楽律を主張し、比叡山に律儀を導入して僧侶の弊風を更改しようとしたことで知られるが、湛堂を証明として受具したため、面山の律学の学びに、当時の真言律の影響があったと見て良いと思われる。

宝永五年の一事は、『梵網経』「第十六軽戒」に見える「若焼身焼臂焼指。若不焼身臂指供養諸佛非出家菩薩」の一節、いわゆる「捨身供養」を面山自身が実践したことをいう。「捨身供養」は、洞門の授戒会に導入されたが、本文では「出家菩薩」の行うべきこととして示しており、それが面山をして「専ら梵網の聖訓に順」わせたのである。

宝暦一年の事績は、建仁寺福聚院での一事である。詳細は後述する。

また、宝暦一二年の事績とは『梵網戒本口訣』のことである。『面山年譜』で、『梵網素本口訣』として表記されている関係で、目録の一部では著作名もそのように扱われることがあるが、侍者慧観が筆記し開版された版本は『梵網戒本口訣』と題されている。慧観は「吾老師、者回、洛東ノ建仁ニ住ス、合山衆ノ請ニテ梵網素本ノ大槩ヲ講述ス」とするため、面山が『梵網経』の素本（書き入れなどがない

近世洞門における『梵網経』の学びについて（菅原）

い本）を開示したとしている。ただし、一方で面山自身は「文ニ入テハ則チ青丘ヲ假リ」とするように、青丘太賢『古述記』を参照している。

更に、面山には『梵網古述戒題鈔』も残り、題名から『古述記』に因む著作である。同書は解決すべき複数の問題を含むが、詳細は後述する。

## 五、面山瑞方『梵網古述戒題鈔』解題

以前から、本書の題名は知っていたが、この度、写本が二本入手できたため、その内の一本『永福老人梵網古述戒題鈔（以下、『戒題鈔』と略記）』を翻刻して検討したい。

一、部数 一部

一、料紙 楮紙

一、大きさ 縦二三・五cm×横一五・七cm

一、装丁 冊子本

一、題目 洞上空華録

内容 義雲和尚拾遺語録（正法眼蔵品目録）

永福老人梵網古述戒題鈔

月舟和尚夜話法語



近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

- 一、行字数 毎葉一〇行・各行二五〜三〇字
- 一、書写年 明治三〇年（一八九七）
- 一、筆記者 童龍杜多
- 一、所蔵者 旧蔵・童龍杜多

現在・菅原研州

なお、筆者は『永福瑞芳面山和尚梵網古迹戒題録（以下、『戒題録』と略記）』と題された一本を含む写本も所持している。筆致や紙質などから、『戒題録』は江戸時代の写本であると推定しているが、筆記者や書写年などは確定できていない。更に、内容を確認したところ、明らかな乱丁も見られたため、より良質な写本と判断し、童龍書写の一本を翻刻し、本論末尾に附録している。参照されたい。

ところで、『戒題鈔』には成立の年月日や執筆場所などの記載は見られない。これまで、本書の題名は各種目録に載り、また、岸澤惟安（一八六五〜一九五五）は自らもその写本を所持したことを挙げる。ただし、詳細な研究は、管見の限り見られないようである。そこで、『面山年譜』では宝暦一一年に建仁寺福聚院で『古迹記』を開示したと伝わるため、その関係性を問わねばならないが、『戒題

鈔』執筆の動機は、以下の通りである。

・梵網ハ天台ヤ法藏ヤコノ古迹等多品ノ注アレトモ古迹ノ戒題等ト畧説ニテ詳悉ナルハナシ在家ノ男女ハ受戒シテモ軽重ノ相ヲモシリ分ルヲ難キ故ニ戒題ハカリヲ鈔シテソノ旨ヲ教化スルナリ<sup>23</sup>

・此ノ戒題鈔ハ在家ノ菩薩戒ヲ受シ信心ナル戒弟ノ為ニムツカシカラヌ羊ニ道理ハカリヲ説テ教ルナリ大賢ノ古迹ノ題号ガ梵網ノ注十七通りノ中ニテ至極相應ナル故ニ其題号ヲ荒抄スルナリ戒子等諦カニ聴テ信スベシ<sup>24</sup>

つまり、面山は菩薩戒を受けた在家信者のために本書を開示したことが明らかである。内容は、一部出家者向けのものもあるが、全体の方針は上記の通りであったと見て良い。そこで、面山は改めて青丘太賢『古迹記』が各戒に付けた題について、『梵網經』註釈書一七通りの中で最も優れていると評する。また、「古迹ノ戒題等ト畧説ニテ詳悉ナルハナシ」とも主張するが、近い内容を持つ文献として、浄嚴寛彦（一六三九〜一七〇二）の『菩薩戒諺註』が延宝四年（一六七六）三月に「京都書林柳枝軒」より開版されている。しかも、同書は「一リノ信士ノ為メニ太賢ノ



古述ニ就テ其ノ戒題ヲ掲ケテ俚諺ヲ其ノ下ニ加ヘテ將サニ  
秉持ニ便リセントスル也」(「自叙」とあつて、面山の執  
筆動機と余り変わらないが、内容は全く異なる。面山は、  
畢竟じて宗門の宗旨に近付けようとしているからである。  
そのため、単純に面山が浄嚴の著作を知らなかった可能性  
しか考えられないが、面山と柳枝軒の関係を思うと、そう  
結論付けることも難しい。また、『仏祖正伝大戒訣或問』  
「日本モトヨリ大乘國第二十」の「今世ニ眞言律・天台  
律・淨土律ナド云ハ」という記述<sup>(26)</sup>からは、面山が同時代の  
律学復興を承知していたと考えるのが自然である。更に、  
洞門内でも隱之道頭(二六六三〜一七二九)は、二五歳  
(二六八七年)の時に江戸靈雲寺にて浄嚴に参じた<sup>(27)</sup>。面山  
は一時的に隱之に参じるなど関係は浅くないため、何かを  
聞いていてもおかしくない。更に、面山が族兄と慕った頓  
了房慈教兼通(一六七四〜一七二一)が一六歳(一六八九  
年)の時に浄嚴と呼ばれて参じたことを、面山自身が記録  
していることを思うと、不自然さが残るが、今後の課題と  
したい。

また、『戒題鈔』と類似した文献として、学如『梵網經

近世洞門における『梵網經』の学びについて(菅原)

分受学海』巻下(安永七年「一七七八」序)や、諦忍妙竜  
(一七〇五〜一七八六)の『梵網經要解』(明和五年「一七  
六八」序)などもあるけれども、前者は年代的に面山への  
影響はしておらず、後者についても『戒題鈔』への影響は  
無かったと見て良いと思われる。また、註釈方針も面山と  
は異なる。

さて、面山は先の通り『古述記』を重んじたように見え  
るが、『梵網戒本口訣』では各註釈書へ一定の批判を寄せ  
る様子が見られる。

・タトヒ天台法藏トテモ、聖位ニ入りシ人ニアラ子バ、  
述撰ニアヤマリモアルナリ、<sup>(28)</sup>

・シカルヲ退菩提心戒ト号シテ、輕戒ノ中ニ入ラレシ  
ハ大賢ノ疎忽ナリト云、佛意ハシカニハアラズ、<sup>(30)</sup>

前者は、『梵網經』の註釈を、全二巻にわたって行った  
か、下巻のみだったかという議論について評したものであ  
る。後者は、『梵網經』「四十八輕戒」の内の、「退菩提心  
戒第三十四」が、内容は重戒に及ぶも、太賢が輕戒として  
扱った理由への推論である。このように、面山は従来の  
『梵網經』註疏について、是非を付けつつ活用した様子が

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）  
分かる。

## 六、『梵網古迹記戒題鈔』の特徴について

『戒題鈔』は在家信者を意識して説かれており、全体としては漢字カナ交じりの平文となつてゐるため、読み易い。また、全体を通して、引用文なども少なく、面山自身の文章から思想的内容を探るべきであろう。

※「十重禁戒」について

本書は『梵網經』卷下に説かれる十重四十八輕戒について、『古迹記』で付けた各戒の名称に基づいて示した教えである。そのため、「十重禁戒」は宗門のいわゆる「仏祖正伝菩薩戒」で伝授される十六条戒に含まれ、面山が但馬大用寺で行つた説戒を取録した『若州永福和尚説戒（以下、『説戒』と略記<sup>①</sup>）』にも共通した内容が見える。比較を行った結果、以下の知見を得た。

①『戒題鈔』は在家信者を想定した内容である。

十重禁戒の中で、出家・在家で護持の方法が顕著に分かれるのは「第三不貪姪戒（無慈行欲戒第三）」（以下、引用時は戒題のみを挙げる）になるが、本書は在家の立場のみ

指摘している。また、「第五不酤酒戒（酤酒生罪戒第五）」も「コレハ在家ノ菩薩バカリニカ、ル」としている。

②『戒題鈔』では十重禁戒の前四戒を、声聞戒との比較を行っているが、『説戒』には見えない。

②だが、『戒題鈔』には以下の一節が確認される。

右ノ殺盜淫妄ヲ四重禁トテ声聞戒ノ方テハモシ犯アレハ一生ノ中ニ懺悔ヲ遮（『戒題録』には、遮無し）セ  
ス菩薩戒ノ方テハ十重ノ初メナレトモ（非ヲ）知レハ懺悔ヲユルス

右の一節は、『戒題鈔』のみでは意味が通らないため、『戒題録』で補つた。要するに、声聞戒では、四重禁（四波羅夷）を破れば懺悔は出来ないが、菩薩戒では十重禁戒の初めに含まれる重戒であっても、自らの非を知れば懺悔出来るという。面山は「仏祖正伝大戒訣」巻中「第九懺悔大意」で『梵網經』「第四十一惡求弟子戒」を引いて十戒全体への懺悔の可能性については指摘しているが、上記内容と必ずしも一致はしない。

③十重禁戒の中で、更に輕重を論じることが同じ。

③に関しては、『説戒』が詳しく、『戒題鈔』が略された

印象ではあるが、軽重の基準も含めて、基本は同じである。また、『説戒』では「第二不偷盜戒」などで、靈芝元照『四分律行事鈔資持記』の影響が見受けられるものの、略説された「戒題鈔」で典拠などは、律蔵の影響はあるが、具体的な書名は不明である。また、「第九不瞋恚戒（瞋不受謝戒第九）」では、参照された文章として「永祖ノ尊意ニハタトヒ我ヲ殺サント巧ミシ人モ心ヲ改テ受戒ヲネガハバ其ノ俛ユルシテ戒ヲ授クベシトアリ」とあるが、これは、面山本『正法眼蔵隨聞記』卷二に収録された一話を参照している。

※「四十八輕戒」について

続いて、「四十八輕戒」は宗門の十六条戒に含まれないため、本文から知見を得ておきたい。

#### ①戒の軽重の問題

前項でも指摘した通り、面山は十重四十八輕戒の区分について、十重禁戒に軽重の扱いがあることを説くが、一方で四十八輕戒についても重戒の如く扱うべきであることを主張する。「飲酒戒第二」「放火損生戒第十四」などである。また、『梵網戒本口訣』では「退菩提心戒第三十四」

を實質的な重戒として扱うべきことを示すが、『戒題鈔』ではその指示は無い。

#### ②同時代の仏教界への言及

既に、面山が同時代の律僧への関心を持っていたことは論じたが、「四十八輕戒」の中でも、複数の言及が見られる。

近代ニモ安國寺瓊長老ノ如キモノアリテ後ニ四條河原ニテ討罰ニアハル今時太平ノ世ニハナキコトナリ

「通國使命戒第十一」

こちらは、一六〇〇年に起きた関ヶ原の戦いで、西軍に加わっており、同年一〇月一日に斬首された安國寺恵瓊（二五三七？〜一六〇〇）を指し、「通國使命戒」に反した例として挙げられたことが分かる。

コレハ今時ニテ、クアリ戒經ノ訣ヲ少シモシラヌ文旨無知ニシテ戒壇ヲ立テ、他ニ戒ヲ授テ血脉ヲ與テ其ノ代リ布施物ヲ取ルコト洞家ニ尋クアリ

「虚偽作師戒第十八」

江戸期、曹洞宗では授戒会興行が熱心に実施されているが、面山はその目的が経済的収入（布施物）を得ることに

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

なっていることを批判した一節である。

ソレニツケ見ルニ京ノ濟下ヤ律院ナドニハ上下ノ二種ノ出家アリ上ト云ハ小僧ニテモ客僧・トリ次キヲセヌ下ト云ハ老僧ニテモ玄関番ヲツトムル今日現ニ見ル所ロナリ法中ニナキ末世ノ弊風慚愧スベシ永祖一派計リハ俗系圖ニカ、ワラズ百姓ノ子デモ永平ノ禪師ニ昇ル正法ト云フベシ

〔輕蔑新学戒第二十三〕

表現としては、人權の問題にも関わりそうなものだが、当時の身分制がそのまま寺院内にも反映されて、一部の宗派で僧侶同士の間にも身分差が出来ていたことを批判した一節である。面山は、僧侶の立場の上下とは、出家した時期の前後のみに由来することを主張し、「見掛け戒臘」を批判した<sup>(33)</sup>ことが知られる。また、曹洞宗では当時、全国の洞門寺院の触頭となっていた関三刹の住持となれば、そこから大本山永平寺の貫首へと転出される様子であったが、本人の生家などが問われなかったことを示している。なお、同様の批判は、「坐無次第戒第三十八」でも展開している。

是レハ大乘戒ヲイヤガリテ律僧ニナリタカルヲ戒ム近年江戸ノ東叡山ノ御門主ガ圓頓戒ヲ専ラ主張セラレテ

二乗律僧ノ類ヲ山ヲ追逐セラレシコノ佛ノ本意ナリ  
「怖勝順劣戒第二十四」

右の一条もまた、同時代の律学状況について言及したところだが、これは本書の成立年代にも関わる一節かと思われる。面山が挙げた「東叡山ノ御門主ガ圓頓戒ヲ専ラ主張セラレテ」とは、天台宗における安楽律論争<sup>(34)</sup>で、寛永寺の第八代貫首であった公啓法親王（一七三二〜一七七二）が宝暦八年（一七五八）に安楽律を廃止し、同一二年に更にその体制を強めたことを指していると思われる。天台宗での安楽律は、靈空光謙によって主張され、その後、寛永寺の第五代貫首であった公弁法親王（一六六九〜一七一六）によって宗派中枢にまで採り入れられたが、円耳真流（一七一〜？）によって反対運動が惹起し、公啓法親王の後援を得て、反安楽律を強め、結果、宝暦年間の状況に至った。面山は、既に論じたように靈空門下の天台僧との交流があったことが知られるが、自著において大乘菩薩戒に依拠した言説を展開している。そうなると、靈空とは別の立場として、天台宗などの状況なども踏まえた主張だった可能性もあるといえよう。

コレハ今時モアル吏ニテ國ニヨリテ堂伽藍ヲ建立スルヲ禁シテユルサヌアリ  
「非法立制戒第四十七」

徳川幕府は、元和元年（一六一五）以降、特に寛永年間・元禄年間などに、しばしば寺院の newly 建立を禁止した。<sup>35</sup> 面山は、それを正面から批判したのである。

このように、面山は「四十八輕戒」の在家信者への教化の中に、同時代の仏教界内外の様子を伝え、より具体的に自らの主張を打ち立てようとした様子が分かる。

※「附録」について

『戒題鈔』末尾には、「附録」と称して、經豪『梵網經略抄』から「第三不婬戒」<sup>36</sup>と、「第五不酤酒」<sup>37</sup>を引用した一文を掲載する。特に、前者については慈悲との兼ね合いを論じているため、『戒題鈔』で用いた『古述記』の戒題との関連性を導く意図があったものか。

## 七、結論

上來、近世洞門における『梵網經』の学びについて、特に指月慧印『禪戒篇』への鳳潭『本疏紀要』の影響と、面山瑞方『戒題鈔』の太賢『古述記』の展開を見た。乙堂喚

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

丑は、自身の学びを踏まえてか、鳳潭の影響の強さを記録したけれども、影響は一時的であり、面山に至っては、明らかに太賢『古述記』へ回帰した。しかし、その変遷は当時の華嚴宗の教学論に依拠したものというよりは、面山自身の律学の学びや、『古述記』の各戒題の付し方の利点などを見た可能性があると思われ、思想的な意図は感じられない。

また、面山自身が晩年、京都に滞在しつつ、泉涌寺との関係を深めた意図についても検討してみたが、十分な知見を得られなかったため、今回は報告を断念した。

他に、面山が編集した『梵網經』<sup>38</sup>経本は、面山が付した「梵網經誦戒凡例」を中心に先行研究<sup>39</sup>があり、今回の検討では特段の新知見を得たわけでは無い。ただし、面山の『梵網經』に対する態度などは、今少し丁寧に見ることが可能となったかと思ふ。

また、今回翻刻した『戒題鈔』が従来刊行等されなかった理由として、「非法立制戒第四十七」に幕府への批判が存在したことを挙げるのが出来よう。また、近年に至っては、内容に人権の問題を複数含むものであったこと

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

も理由として考えられる。本書が含む人権の問題は、註記の後尾に記しておいたため、閲覽等の際には参照していただき、呉々も注意されたい。

本論は、近世江戸時代の洞門僧による『梵網經』の学びの、ごく一部を紹介するに留まったが、禅戒中心の学びではない方向からの一視点を提供する目的は果たせたため、以上で論を終えたい。

## 註

- (1) 菅原二〇二一
- (2) 本文書を含めた写本『金剛集録』は、菅原二〇二一で解題した。参照されたい。
- (3) 『金剛集録』二〇丁裏～二二丁表
- (4) 渡部一九七六
- (5) 『禅戒篇』一一丁表～一二丁裏
- (6) 『本疏紀要』〇初篇姪戒第三 卷二・一丁裏～二丁裏までの本文及び鳳潭註
- (7) 『曹全』一「禅戒」所収本を参照
- (8) 『禅戒鈔』一一丁表
- (9) 『日本禅籍史論』卷下「禅籍史論涉獵目録」参照。面山

- (10) の『梵網戒本口訣』は、『梵網素本口訣』として収録している。
- (11) 『曹全』一「語録五」九六頁上段・一五三頁下段参照
- (12) 『梵網戒本口訣』二丁表
- (13) 『面山広録』卷二六所収、本論では『曹洞宗全書』一「語録三」所収本から引用
- (14) 『見聞宝永記』、『禅門曹洞法語全集』卷坤・六五頁
- (15) 上田一九七六
- (16) 面山は智顛『菩薩戒義疏』を引用するため、同書を指すか。
- (17) 上田一九七六
- (18) 『梵網經』卷下、『大正蔵』卷二四・一〇〇六a
- (19) 『梵網戒本口訣』一丁表
- (20) 『梵網戒本口訣』「序」
- (21) 『参同契』三三丁裏～三七丁裏に収録
- (22) 『戒法のお話』二～三頁
- (23) 佐藤秀孝『面山瑞方禅師著述目録』（面山瑞方禅師二百二十回小遠忌紀要）所収）では、『面山年譜』の記述を承けたか、宝暦一一年述と判断している。他に本書を紹介している目録等では、撰述年次を挙げない。
- (24) 『戒題鈔』一丁表
- (25) 『戒題鈔』二〇丁表
- (26) 『仏祖正伝大戒訣或問』二三丁裏～二四丁表
- (27) 引用した面山の見解は、上田一九七六でも指摘してお

り、参照した。

(27) 『隱之年譜』、『僧伝集成』二四頁上段

(28) 「慈教和尚塔銘并序」、『面山広録』卷一八、『曹全』一語

録三二 六四三頁下段

(29) 『梵網戒本口訣』一九丁裏

(30) 『梵網戒本口訣』二四丁裏

(31) 「十重禁戒」は『若州永福和尚說戒』卷坤に収録

(32) 面山本『正法眼藏隨聞記』卷一・六丁表

(33) 『洞上僧堂清規行法抄』卷五、『曹全』「清規」一七三頁

上段

(34) 曾根原一九九一を参照

(35) 『日本宗教制度史料類聚考』二四六～二四七頁

(36) 『曹全』「注解二 六一四頁上」下段

(37) 『曹全』「注解二 六一五頁上」下段

(38) 面山校訂『梵網經』經本を参照

(39) 中山一九七五を参照

### 参考資料

〈一次資料〉

浄敵覚彦『菩薩戒諺註』京都書林柳枝軒・延宝四年(一六七

六) 三月

法蔵著・鳳潭註『梵網經菩薩戒本疏紀要』全三卷六冊、京師書

近世洞門における『梵網經』の学びについて(菅原)

林河南四郎右衛門開版・享保九年(一七二四)四月

指月慧印『禪戒篇』享保二〇年(一七三五)序、元文二年(一

七三七)版

面山瑞方『仏祖正伝大戒訣或問』京師書林小川多左衛門・寛延

元年(一七四八)

面山瑞方校訂『梵網經』經本、寛延二年(一七四九)四月開版

万仞道坦『仏祖正伝禪戒鈔』萬福寺藏版、京師書林柳枝軒・宝

曆八年(一七五八)版

面山瑞方『永福面山和尚說戒』全二卷、柳枝軒・宝曆九年(一

七五九)版

面山瑞方『梵網戒本口訣』禪家書林柳枝軒・宝曆一二年(一七

六二)序版

面山瑞方校『正法眼藏隨聞記』柳枝軒・明和七年(一七七

〇)、元々は全六巻だが、今回参照した版本は全一冊のた

め、引用時には当初の巻数と各巻毎の丁数を挙げた。

諦忍妙竜『梵網經要解』全一〇巻五冊、明和五年(一七六八)

序

学如『梵網經分受学海』巻下、安永七年(一七七八)序

書写者不明『参同契』天明三年(一七八三)以降書写。当写本

の外題は『参同契』で、内容は月舟宗胡『参同契』大乘中興

月舟宗胡禪師辨、卍山道白『書紳全稿』、瑩山紹瑾『能洲洞

谷山永光禪寺秘密拾則正法眼藏』、『永平開山道元大和尚仮名

法語』、面山瑞方『永福瑞芳面山和尚梵網古述戒題録』、諦忍



近世洞門における『梵網經』の学びについて(菅原)

妙童『率都婆用意抄』、「題名不明仮名法語」を収録。

童龍書写『金剛集録』明治三〇年(一八九七)書写

童龍書写『洞上空華録』明治三〇年書写。引用時には同写本に付されている丁数を参照した。

仏書刊行会編『大日本仏教全書』巻二、仏書刊行会・一九一三年

伊達光美『日本宗教制度史料類聚考』巖松堂書店・一九三〇年  
永久岳水編『禪門曹洞法語全集』巻坤、中央仏教社・一九三五年

『大正新修大藏經』を参照。引用に際しては、『大正藏』巻〇・〇〇頁と略記して巻数・頁数を示し、段数をアルファベットで末尾に付した。

『曹洞宗全書』『続曹洞宗全書』(曹洞宗全書刊行会)を参照。

引用時には『曹全』『続曹全』『〇〇』『〇〇頁』〇段とし、巻号と頁数のみで略記している。一々断らないが、一部引用文は筆者が訓読した。

曹洞宗出版部編『曹洞宗近世僧伝集成』曹洞宗宗務庁・一九八六年、引用時は『僧伝集成』と略記。

〈二次資料〉

岡田宜法『日本禅籍史論 曹洞禅編』上下巻、井田書店・一九四三年

岸澤惟安『戒法のお話』山喜房仏書林・一九四三年

中山成二『梵網経略抄』考、『宗学研究』一七・一九七五年、中山一九七五

上田靈城『江戸仏教の戒律思想(一)』、『密教文化』一一六号・一九七六年、上田一九七六

渡部賢宗『道元禅師の禅戒観(二)』、『永平正法眼蔵取書大成月報』八、大修館書店・一九七六年八月、渡部一九七六

永福会編『面山瑞方禅師二百二十回小遠忌紀要』永福会・一九八八年

曾根原理『安楽律をめぐる論争―宝暦八年安楽律廃止に到るまで―』、『東北大学附属図書館研究年報』二四・一九九一年、曾根原一九九一

菅原研州『乙堂喚丑に係る『戒壇指南』の研究―附録『戒壇指南』翻刻資料―』、『愛知学院大学教養部紀要』第六九巻一・二合併号・二〇二一年、菅原二〇二一

※『戒題鈔』における人権問題について

既に本論等で論じたように、『戒題鈔』には複数の人権的問題が見られるため、以下に取り上げ注意喚起をするものである。閲覧等の際には、差別の再拡大などに繋がらないようご注意ください。

・「酤酒生罪戒第五」では酒造業への批判が見え、職業差別に繋がる可能性がある。また、飲酒者への来世観は、脅迫的言動にも見えるため注意された。

- ・「飲酒戒第二」では飲酒者への来世観が説かれ、脅迫的言動とも採れるため注意されたい。
- ・「食肉戒第三」では、「穢多」を用い被差別者への差別的言動が見られる。強く注意されたい。
- ・「不瞻病苦戒第九」では、疾病に管する発言が見られるが、「癩」の用語を用いており、差別に繋がる可能性がある。注意されたい。
- ・「為主儀戒第二十五」では、来世観が脅迫的言動に採れるため、注意されたい。
- ・「非法立制戒第四十七」では、幕府が作った法度の内容を批判し、幕府への脅迫的言動に採れるため、注意されたい。
- ・他にも「盲」字を用い、視覚障害者への差別に繋がる可能性があるため、注意されたい。

近世洞門における『梵網経』の学びについて（菅原）

## 附録・面山瑞方『永福老人梵網古迹戒題鈔』翻刻資料

※凡例

- ・当資料は、筆者所持の写本『洞上空華集』所収の面山瑞方『永福老人梵網古迹戒題鈔』を翻刻したものである。解題は本論を参照されたい。
- ・丁数は『永福老人梵網古迹戒題鈔』該当分として記載。
- ・【】内に数字・カナで丁数・表裏を略記した。また、一部、『永福瑞方面山和尚梵網古迹戒題録』を参照した。
- ・翻刻時の行数・字数などは原典に従った。へは割注である。
- ・漢字の字体は概ね原典に従った。
- ・踊り字は原文の通りに反映させた。
- ・書写者が頭註で指摘し、また、筆者によって確認された誤字等は本文の脚註とした。傍註はそのまま本文の傍に表記した。
- ・現代的な観点からは、人権問題に抵触すると思われる箇所も存在するため、閲覧等の場合には更なる差別等の拡大に繋がらないよう、ご注意いただきたい。特に、一部の語句については、極めて重大な問題を含むため、本文の註記で解説している。参照されたい。

【一才】

○永福老人梵網古迹戒題鈔

法孫比丘 重録

戒ム遮戒ハ佛ノ始テ制セラル、ヲ云フ殺盜媾姦ハ皆ナ性戒ナリ

劫盗人物戒第二

梵網ハ天台ヤ法藏ヤコノ古迹等多品ノ注アレトモ古迹ノ戒

題

等ト畧説ニテ詳悉ナルハナシ在家ノ男女ハ受戒シテモ輕重ノ相ヲモシリ分ルヲ難キ故ニ戒題ハカリヲ鈔シテソノ旨ヲ教化スルナリ

○快意殺生戒第一

コノ戒ノ快意ト云ハ諺ノヨヒ氣味ト云コト敵ノ首ヲ切テヤレ嬉シヤト云タホトガ快意殺生ナリ故ニ殺生ハ人バカリヲ云フ牛

馬ヨリ段々虱虱マデ大ハ重ク小ハ輕ケレトモ畜類ハ都テ

【一ウ】

輕罪ナリ人間ハ命ニカユル寶ハナシ故ニ重罪ノ第一トセラ

ル  
余ルニ性戒遮戒ト云訣アリ性戒ハ佛制以前ニ國法ニテ

コノ劫盜トハ他ノ物ヲ無理ニ取ルヲ云フヤルマヒトテニゲトスル  
※ゲノ下ノン字脱字乎

ヲカタナヲヌヒテヲドシテ取ルヲ云フ劫ノ字ガソノ意口ニ作リ

偷ニ人ノシラヌ羊ニ取ヲ偷盜ト云フ劫ハソレトハ別ナリ偷盜

モ但シ六錢以上ノ程ノ物ニカ、ル五文以下ノモノハ重禁ニハア

ラヌナリ亦主ノナキモノ、野邊ニハユルヨモキメナドヲツムハ

【二才】

盜罪ハナシ他ノ自由ニ植シハ告スニ取レハ盜罪ナリ

○無慈行欲戒第三

コノ戒ハ第一在家ノ菩薩ニカ、ル無慈トハイヤガル女人ヲムリニ押付ヲ（テ）欲スルヲ無慈行欲ト云フ夫婦ハ勿論或ハ

頤城ナド財ヲアタエテ行欲スルハ重罪ニハナラズシカレド  
モ婦バカリハ正婦ニテユルサルソノ外ハミナ邪婦ナリタト  
ヒ夫婦ニテモ妻ノ病氣ノ時カ亦ハ齋戒ヲウケシ時ナド  
ハミナ重罪ナリ  
按ルニ二八八ノ字寫誤乎

○故心妄語戒第四

故心ト云ハ分リモセヨコトヲワザト拵テ他ノ噂ヲ亦タ別人  
【2ウ】  
ニ對シテウソヲ云フガ妄語ナリ向エノ聞人が實ニウケテソ  
ウ  
トモ思ハ重罪ナリモシ聞人が虚言ヲ云テハル、ソウナト思  
ヒテ

心底ニウケネバ輕罪ナリコレハ他ノ噂ニテ他ノ難議ニカカ  
ル故

ニ重罪トナリ唯タ常ノモノカタリノソノ佛ニ奇妙カアツタ  
ノ亦ハソコニバケモノガ出タナド云フハミナ輕罪ナリ

右ノ殺盜姦妄ヲ四重禁トテ声聞戒ノ方テハモシ犯アレ  
ハ一

生ノ中ニ懺悔ヲ遮セス菩薩戒ノ方テハ十重ノ初メナレ  
トモ知レハ懺悔

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

ヲユルス

○酤酒生罪戒第五

コレハ在家ノ菩薩バカリニカ、ル酤酒ハ他ニ飲酒ヲス、ム  
ル同

【3オ】

前ニテ買人ヲキヲ好ム飲酒ノ十種ノ過失ノ根本ハ酒ヲ酤  
ルカラオ字假字コレナレバ受戒ノ在家ハ家業ヲ改テ別ノ罪ニナラ  
ヌ家業ヲ営ムベシ一度盃ヲ取テ他ニ飲酒セシムレバ五百  
世畜生道ニ隨ルトノ佛勅ナレバ恐ル可シ因果ナリ故ニウ

※隨の写誤

ルハ進ムル本ナレバ重戒ニ結セララル

○談他過失戒第六

コレハ受戒ノ人ノ咎ヲ無戒ノ人ニ對シテ談スルヲ重戒ト  
ス法中ノ兄弟互ニ談テクヤム羊ナラバ輕罪ナリ亦談テ互  
ニ韋絃云フテヤメル羊ナハ罪ハナクテ却テ利益トナル  
在家出家此ニタトヒ實ニ咎アリテモ他ノ上ノ是非ヲ

【3ウ】

云ハ無用ノ口業也

○自讚毀他戒第七

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

コノ戒ハ何事ニヨラズ我が少シモ善キ亘ヲ我ト讚ルハ讚  
ナリ自讚シテソノ上ニ他人ノ要亘ヲ毀他ナリ自讚ハカリニ  
テ

毀他セネバ輕戒ナリ亦毀他バカリテ自讚セヌモ輕罪ナリ

ツソロエバ重罪ヲ結スコレモ向エノ聞人ガ實ト思バ重罪ナ

※ツの上ニ二の脱字

何ニヤラ勝手ノ好キ亘ヲ云ハル、ト心底ニウケネハ輕罪ナ  
リ

#### ○慳生毀辱戒第八

コノ戒ハ貧人ノ来リ請ニ錢米ヲ持テヲリナカラ一錢一米ヲ  
モ

アタエヌノミナラズソノ上ニ乞人ヲ呵責スルハ重罪ナリ物  
ナク

#### 【4オ】

テ與エヌハ輕罪ナリ亦毀シカリセネバ輕罪ナリ又毒ヤ大小  
刀ノ類ヲ乞フモノニ與エヌハ無罪ナリ

#### ○瞋不受謝戒第九

コノ戒ハタトヒ瞋リハシテモ前人ガ實ニ懺悔礼謝スルヲ瞋  
リヲ忽チ止テ和顔スルハ輕罪ナリイツマデモワスレズニ心

底ニユル

サヌハ重罪ヲ結ス一切萬法ノウツリカハルハ時ノウツリカ  
ワルト

同シ罪過モ本ヨリ夫レナリシカルヲ忌レカネテイキトフル

ハ九

夫ナリ永祖ノ尊意ニハタトヒ我ヲ殺サント巧ミシ人モ心ヲ  
改

テ受戒ヲネガハバ其ノ俣ユルシテ戒ヲ授クベシトアリ大慈  
大悲トハコレヲ云ナルベシ

#### 【4ウ】

#### ○毀謗三寶戒第十

此ノ戒ハ佛ト法僧トノ少シモ咎ノ無キヲ毀ルヲイマシム先  
ニ皆ナ還俗セシ人ニアル大罪ナリコノ三ツノ惡亘ヲ云ヒ立  
テ

自分ノヨキ羊ニ言フハ至極ノ大罪ニテ最初ノ殺生ト末  
後ノ是ノ怨ガ十重ノ中テ餘ノ八戒ヨリモ更ニ重罪ナリ

亦常並ノ俗人ガ好シテ僧ノ咎ヲ説キタカル者アリ答虛

實ニハヨラヌ皆ナ現報ヲ得ルナリ慎ム可シ故ニ讚スルハ廣  
大ノ福利ナリ（是マテ十重荒ラ々々了ル）

○不敬師長戒第一

此ノ戒ハタトヒ俗ナラハ國王ノ位タリトモ僧ナラバ大伽藍

【5才】

ノ主人テアラウトモ老宿ノ有智有徳ノ人ノ来ルナラ  
バ恭敬禮拜シテカノ長ケノ及ブホド供養ヲ丁寧ニシ  
テ間暇ヲ見合テ問法シテ利益ヲ得ベシ他宗他派ノ僧  
ニテモ智徳アル人ニハ三寶ニ對シテ無禮不敬スベカラズ無  
福ノ至極ナリ

飲酒戒第二

此ノ戒ハ輕戒ノ中ニ見ユレトモ末世ノ僧中ノ飲酒シテ乱心  
ノ

羊ニ羸クナルカラ見レハ重罪ニモ加フベシ今時ハコノ飲酒  
ハ禪

僧ナトハ常ノ茶ヲ飲ム羊ニ覺エテ少シモアヤシマヌ人ニ盃  
ヲサ

シテ飲マシムレハ五百世中畜生道ニ隨スルトノ佛勅ナリ無  
牛・  
※墮の誤字 ※手の誤字

【5ウ】

ノ者ニ生ル、コトアルヲ鮮シチガエテミズ蛇ナトノ羊ナ

近世洞門における『梵網經』の学びについて(菅原)

モノト云

フハ非ナリコレハ一切ノ畜生ハ四足ナリ脚ハカリニテ手ハ  
ナキナリ畜生ノ

夏ヲ云ナリ文殊問經ニ病ヒノ時ニ醫者ガ酒ニテ吞藥ヲ用ル  
トキ

少酒多藥ハツカエヌトアリ

食肉戒第三

是ノ戒ハ専ラ俗人ニ誠ムコレハ殺生戒ノ根本トナル故ニ楞  
伽

經ニ別シテ禁斷セラル菩薩ハ一切衆生ニ安樂ヲ得セシメ  
テ度脫スヘキニソレヲ打返スハ大罪ナルベシ弥勒大士ヲ慈

氏ト

称スル食肉ヨリ起レリ委クハ一切智光明仙人不食肉因縁

經ニ出タリ今時モ肉食ノ人ヲ見テハ鳥獸カ恐ル、故ニ人ヲ  
見テハ

迹ルナリ穢多ヲ見テハ犬ガホユルハ犬ノ皮トハ故ナリソ  
レヲシリ

【6才】

テイカルナリ

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

○食五辛戒第四

五辛ハ楞嚴經ニ生ニテ食エバ姪ヲ増ス者火テ食ヘバ瞋ヲ増ス五辛ヲ食フ人ハ夜ル熟睡ノ時ニ鬼ガ来テ唇ヲ舐ルトアリ神僧傳ニアル僧ガ五臺山ニ上リテ文殊ヲ禮セト往キケレバ山ノ下ニ一リノ童子カアリテ云フ羊ハ貴僧ノ幼少ノ時

婆カ抱テ葱園ヲトヲエイタソノ臭ガ今ニ失セヌ故ニ文殊ニ禮ハナ

ルマヒコレヨリカヘリメサレヨト云シ叟アリ實ニ五辛ハ諸佛菩

薩ノ御嫌ヒモノナリツ、シムベシ

○不舉教懺戒第五

【6ウ】

是ノ戒ハ兄弟ノ中ニ十重五逆ノ羊ナ破戒ノ人アルヲシリナカラ其ノ人ト睡シフ交リテシラヌフリヲシテアルヲ誠ムル

ナリモシ重罪ヲ犯セリトシリタラバ其儘異見ヲ加エテ懺悔サセシメテヨシ其後ニ睡シクスルベシコレ互ニ法ヲ重スルナリ

※睡

○住不請戒第六

是ノ戒ハ我ヨリ德行ノアル人ガ寺ニテ在家ニテモ若シ来テ教化スルコトアラバコレヲ迎ヘ送リテ丁寧ニシテ一切ノ供養

少シモ廉慥ニセヌ羊ニ念人テ閑暇ヲ見合セテ法益ヲ願ヒテ自モ信シ他ニモ聞カセテ菩提心ヲ增長スルガ第一ノ用心ナリト云フ意ナリ我慢ノ意ニテ背ク之ニヲ制セラル

【7オ】

○不能遊学戒第七

コレハ支那ニテモ江西湖南ヲ遍歴シテ積徳練行ノ知識ヲ尋テ百里ヲ遠トセズ聞法スルカ出家沙門ノ本行ナリ

日本モ傳教弘法ヨリ後モ泉涌寺ノ俊苒ヤ東福寺ノ聖一ヤヲヨビ我が永祖ノ支那ニ渡海セラレシ類ハ皆コノ戒

ニヨルナリ聞法ガ第一ノ利益ナリ其ノ師ニ對面セネバ聞法ハナラヌ今時ノ永祖ノ遠孫ハ祖訓ニヨリテ遍參ヲイトナムナリ

○背正向邪戒第八

是ノ戒ハ大乘ニ背テ聲聞行ヲ好ム末世ノ律僧ナドガ表

【7ウ】



テ向キノ殊勝ヲ造テ内ハ貪無道ナルヲ誠ムルナリ三乘  
ハ外道ニ同シ戒ハ佛書ヲ棄テ、儒者ノ講席ニ低頭シテ  
袈裟カケナガラ俗教ヲ学ブコレヲ制セラルトモニ背正向  
邪ノ悪因縁ナリ、

○不瞻病苦戒第九

是ノ戒ハ父母や師僧や弟子やナドノ病ヲ見ナガラ他遊シタ  
タリヤソコヲハズシタリヤナドシテ看病ヲイヤガルヲ戒ル  
ナリ

古エ日本ノ戒徳アル古人ニ癩病人ガ来テ看病ヲ乞テ悪  
血ヲ吸出シテクレヨト頼ミシニ少シモ異議ナク吸ヒ出シテ  
我

ガ吸ヒ出セシト人ニカタルナト云ヒケレバカタジケナシト  
テサリ

【8オ】

又夜夢ニ薬師如来ノ来リテ我レカ血ヲ吸出シタリト人  
ニカタルナトテ放光シテ去リ玉フコトアリコノ僧ノ德行ヲ  
試

ミラレシナルベシ

○畜殺生具戒第十

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

コノ戒ハ何ニテモ殺生ノ具ヲタクヲフルヲ戒ム菩薩戒ヲ受  
テカラ殺サレテモソレニ順スルガ勝ナリソレヲ此云カラ殺  
スハ

我レガ負ナリ父母ノ敵タニカマフナトノ佛勅ナリ今比ノ寺  
領

ノアル寺ノ住持トモガ帶刀ノ供ヲ幾人モ連レテイカメシ  
クアリクハ佛弟子ニテ我レガ境界ヲ蹉過スルハ可<sup>キ</sup>憐<sup>ル</sup>不便  
ノ罪過ナリ東都京都ノ僧寺コノ類多シ

【8ウ】

○通國使命戒第十一

是ハ自他敵對ノ軍陣ノ時ハ武士ヲ使ニヤレバ途中ニテ  
殺ス故ニ僧中ヲ頼ムナリ僧ハ外ハ行脚スル羊ニ見セテ内ハ  
軍ノ使ヒナリ日本古来ノ祖師ニモソレヲ頼レテイヤガナラ  
ズニ

勤メシ人アリ近代ニモ安國寺瓊長老ノ如キモノアリテ  
後ニ四條河原ニテ討討ニアハル今時太平ノ世ニハナキコ  
トナリ

○惱他販賣戒第十二

コレハ今時ニモ遠國ノ田舎ニハ師匠カ弟子ノ遍參ノ路銀

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

トテ僧中ノ牛馬ヲ賣コトアリ俗人ハナスベキ叟ナレトモ

【9オ】

僧中ハ除クベシ俗人モ受戒セシ人ハ棺材ナトハ商賣

セヌハスナリ他ノ死人ノ冢キヲ悦ブ所以ナル

ベシ

○無根謗毀戒第十三

是レハ根カラ無キコトヲ巧ミ出シテ虚言ヲ云フテ他人ヲソシル亦ハ親類兄弟ヲモソシル口業ノ大罪ナリ聞人カキ捨テニシテ信セネバ輕戒ニナルナリ

○放火損生戒第十四

此レハ今時火著ノ類ナレバ重禁ニ入ル今ノ文ノ山林曠野ヲ燒ハ遠國ノ田舎ノ冬ノ枯レ野ヲ燒クハ春来ノ艸ノ萌

【9ウ】

シケル為ニナス叟アリコレハ四月ヨリ九月マテハ草ノ中ノ虫ナ

ドヲヤキ殺ス叟多シ故ニ制スルナリ餘ノ月ノ十月ヨリ三月マテ冬ノ枯野ナレバツカエス

○法化違宗戒第十五

此ノ戒ハ声聞教ユルヲ制ス唯大乘菩提心ヲ發起スルヲ專

要トス、ムベシ向エノ根器ヲ考エテソレヲ教ルコトハ今日ノ凡僧ハ

ナラヌ叟故ニ永祖ノ如ク上智下愚以下論子ヲ脱スル乎セス利人鈍者ヲエ

ラマス正傳ノ王三昧ヲ法化スレバ宗ニ違セヌナリ

○貪財惜法戒第十六

此ハ他ノ物ヲホカリテ自ノ物ヲヲシムヲ第一ニ制セラル財宝ニカ

キラス佛法ニテ同シ道理ナリシカルヲ他ハ信心請乎ニ諸スルニ我レ

【10オ】

ハ知リナカラ輕キコトバカリヲ説テタルハコノ戒ニ入ナリコレモ名ト

利トノ為ニ大添ヲ説ハ三宝ヲ輕スル大罪ナリヨク訣ヲ立テナスベ

シ總シテ佛言ニ返復セヨト示スコトアリ俗ガ財ヲ施サバ僧ハ法ニテ

反復スベシ僧ニ財施セハコレモ似合シキモノニテ反復スベ

シ官寺僧

録ナトノ主人ハ能クヲソレツ、シムベシ

○依勢惡求戒第十七

此ノ戒ハ官寺ノ主人ナトニナリテ官ノ勢ヲカリテ小寺ノ財ヲ取  
ヲ云フ今時ノ僧録ノ住持メカ無理ニ支配下ノ寺ニカケ捨テ  
ノ

頼母シナトヲ云カケタリ或ハ奉加勸化ニテ財ヲ取ルヲ云ナ  
リ或ハ御

免勸化ナド云ヒ亦ハ國主ニ願テ一國奉加スルハ皆ナコノ類  
ナ

【10ウ】

リ劫盜人物戒ノ前方便ナリ

○虚偽作師戒第十八

コレハ今時ニテ、クアリ戒經ノ訣ヲ少シモシラヌ文旨無智  
ニシテ

戒壇ヲ立テ、他ニ戒ヲ授テ血脉ヲ與テ其ノ代リ布施物ヲ取  
ルコト洞家ニ尋クアリ自欺クノ類也現罰ヲ蒙ルモノ目前ニ  
見

ルコトヲ、シ

○鬪諍両頭戒第十九

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

コレハ那邊テハ這辺ノ夏ヲ惡口シテ其ノ人ノ機ニ入り亦タ  
這辺

テハ那邊ノ夏ヲ惡口シテ其人ノ機ニ入りテ念両ニ念恨セシ  
ム

ルヲ制セラル今世ノ賣僧坊主ニ現ニアルヲ見ル可<sub>レ</sub>慎俗人  
ニモ

【11オ】

アルベシ

○不救存亡戒第二十

コレハ現人ニハ親切ニシテソノ人ノ区セルニモ現在ノ時ノ  
羊ニ親

切ヲ忌<sub>レ</sub>ス日日回<sub>レ</sub>肉スルカ肝要ナリ父母師匠ニハ親法眷ミ  
ナ同シ其ノ外ニモ一句一偈ノ開示ヲ受シ他師ニテモ一生忌  
レズ

恩ヲ知ルヲコノ戒ノ制トセラルソレヲ多クハ没後ハ忌却シ  
テ親

ノ忌日齋送モ寺ニ送ラズ<sub>レ</sub>田<sub>レ</sub>肉ヲ怠ルヲイマシメラル

○不忍違犯戒第二十一

コノ戒ハ一切ノ機ニ入ヌ夏ヲ堪忍スルガ肝要ナリ父母ノ敵

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

サエカモワヌガ菩提心ナリ父母ノ他ヨリ殺サルハ宿業ナリ  
※マの誤り

【11ウ】

今マタ敵ヲトレハイヨイヨツモリ積リ互ニ悪業ノ種ネトナル

ナリ常ノ輕キコトニモ身口意ノ三業ニツヒテ堪忍スベシ唯堪忍

ヲ專一ニスレハ生安穩ナリ切ニ堪忍サエスレハ如法也

※一の脱字

○慢人輕法戒第二十二

コレハ他ヲ目下ニ見テソノ説ク法ヲモ輕スルヲ云フタトヒイカ

羊ノ不学ノ人ニテモ又ソレヨリ下ノ分聞テソレヲ師トス法ハ

タトヒ何ニテモ如来ノ口ヨリ出ヌハナシ人ヲ慢リ法ヲ輕スルハ出家

人ノ罪過ナリ護法神ハソノ者ヲ咎メテ罰ヲ與ルナリコレハ凡夫

人ガ機ニ入ラヌモノヲ打タタクトハ意ガ別ナリ護法神ガ罰

ヲ

與フレハソノ慢人輕法ノ罪過ガ滅スル故ニ罰ガ却テ安樂

【12オ】

ノ本トナル神モ菩薩ノ行ナリ

○輕蔑新学戒第二十三

是レハ今比ノ官家ナドノ兒共ガ出家シテカラ不賤ノ者ノ先ニ出家シタルヲ人輕シテソレヲ師範ニセヌ更ヲ戒メラルソレニツケ見ルニ京ノ濟下ヤ律院ナドニハ上下ノ二種ノ出家

アリ上ト云ハ小僧ニテモ客僧・トリ次キヲセヌ下ト云ハ老僧ニテ

モ玄闕番ヲツトムル今日現ニ見ル所ロナリ法中ニナキ末世ノ弊風慚愧スベシ永祖一派計リハ俗系圖ニカ、ワラズ

百姓ノ子デモ永平ノ禪師ニ昇ル正法ト云フベシ

○怖勝順劣戒第二十四

【12ウ】

是レハ大乘戒ヲイヤガリテ律僧ニナリタカルヲ戒ム近年江戸ノ東叡山ノ御門主ガ圓頓戒ヲ専ラ主張セラレテ二乗律僧ノ類ヲ山ヲ追逐セラレシコノ戒ノ佛ノ本意ナリ

○為主失儀戒第二十五

是レハ客僧ノ来入スルヲ歎喜接入スルヲ行トス夫レヲ拒ミ  
イ

ヤガリ常住物ヲ我カ物ノ羊ニ悋惜ンテ自己ノ用ニハ恣ニツ  
カイ

客僧ニハ用ヒヌ羊ナルハ来報ノ業果ヲシラヌ愚人ナリ或ハ  
マタ

今世財宝ヲ貯エテ福僧ト称シ他借シテソノ利ヲ取りナドス  
ルハ俗ニハヲトリシ大愚人ナルベシテハ一切衣食住ミナ施  
主

ノ現當二世ノ信世ナリシカルヲ已レガ德行ハ不勤ソレヲ儲  
テ弟

子ニユスツルヤカラハ畜生ト同前也

【13オ】

○領贖違式第二十六(此一戒ハ寫誤ヲシ)※戒の脱字  
此ノ戒モ前戒ニハ大乘似タリ若シ施主有テ齋ニ請スルナ

ラバ客僧ヲモ同道スベシ寺内ノ僧ハ柱テ客僧ヲ留主ニ置ハ  
拜池也一切ノ親金等マデモ施主ニ親金ヘテ増減ナキ羊  
ニ念入ルベシ

近世洞門における『梵網經』の学びについて(菅原)

(※『戒題録』 領贖違式戒第二十六 此戒モ前戒ニハ大意  
似タリシモ施主有テ齋ニ請スルナラバ客僧ヲモ同道スベシ  
寺内ノ僧ハ往テ客僧ヲ留守ニ置バ非法ナリ一切ノ嚙金等迄  
モ施主ニ教テ増減ナキ羊ニ念ズベシ)

○受他別請戒第二十七

此レモ前戒ニ似テ大意在家ヨリ僧ヲ請スル時ト支ナリ  
次第ニ請ストハ第一臘ヨリ段段ト請ニ應シテ十人ナラハ十  
臘目マテ赴クベシ百人ニテモ同シ道理ナリミナ席ノ頭ヨリ  
次第  
ニ赴クベシ

【13ウ】

○自別請僧戒第二十八

是ノ戒モ大意前戒ニ同シテ前戒ハ僧ノ方ニカ、リコノ戒ハ  
在家ノ方ニカ、ル在俗ガ親切ナ僧ヲ拔出シテコレカトヨブ  
ニソレニ應スル僧モ共ニ功德出シモナシ七佛ノ法ニ背ク故  
ナリ

昔シ大政大臣通光卿ハ永祖ノ族兄ナリ永平寺ガ貧地  
故ニ寺領ヲ附クベシトアリケレバヨキ善根ナリ他寺ニ寄付  
セラ

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

ルベシ拙僧ハ族弟ニテ親類ナレバ親類ノ好ニテ付ラレテハ  
功德

ニナラヌトウケラレズコノ尊意デコノ日本ニ万餘箇ノ兒孫  
ヲ一鉢

ニテ劫セラル竺支ニモ無<sup>キ</sup>比類<sup>ニ</sup>古佛也

○邪命養身戒第二十九

【14オ】

此レハ在家ノ菩薩ガ受戒人ニ不相應ナル家業ヲ営ム

ヲ戒メラル男女ノ色欲ヲ賣リ右トヲシタリ毒ヲ拵テ賣ル

羊ナハ皆邪命ナリ出家ニテモ國公ナトノ機ニ入テ財宝他

※ラの脱字か

借ノ内用ナドヲ潜ニ取り次キ勤メテ今日ヲ過ルハ剃髮染衣  
ノ

不相應ト云フベシ現ニ見ルニ此ノ類多シ

○詐親害生戒第三十

是ハ受戒セシ僧ガ潜ニ男女ノ媒フドシテ嫁セシムル羊ナハ  
非法

ナリシカレトモ末世ハ僧中ニモコノ男女ノ交會ヲ媒フトス  
ルヲ現

ニ見ル其ノ羊ナハ齋日ハイヨイヨシラヌ可<sup>レ</sup>憐余ガ知リタ  
ル時宗

玃ノ僧ガ媒フトシテ武士ニヤリタレハ女ガ赴シ翼<sup>ニ</sup>月ニ凶ノ  
※翌の誤記

【14ウ】

智ガ主人ヨリ暇ガ出テ牢人トナリテ夫婦共ニ離義セシコ

ト現ニ見ル經文ニ出ル佛意ヲ信スヘシ

○不救尊厄戒第三十一

此ノ中ノ父母ノ形像ト云ハ我が父母ニ云ニ不及佛菩薩ノ形  
像

ニカ、ル亦経律等ニモカ、ル故ニ財ノアリダケ捨テモシ旧

弊シ

テ用ニタリヌハ海中ニ入テ龍神エ送ルベシ比丘比丘尼ヲ賣

ル羊

ナハ無キ也也

○横取他財戒第三十二

是ノ戒モ前ニ出シ戒ニコノ意アリ今比ノ御免勸化ニテ財ヲ

取ラシメ亦ハ商人ナトノ輕キ秤ヤ小キ斗ヲ作テ物ヲ賣

【15オ】

ル羊ナガ皆ナ横取ナリ亦ハ今比古道具屋ニテ賣主ハシラ  
ヌニ下眞ニ掘出シスル羊ナモコノ戒ニ入ルナリ亦猫犬ヲ畜  
フモ非法ナリ

○虚作無儀戒第三十三

菩提ノ為メニナラヌ叟ノハ皆此ノ戒ルナリ今比ノ僧ノ碁  
將基ヤ投壺ヲツヒテ財ヲ取ルハ皆ナ此ノ戒ニ入ルナリ

※碁の誤り

○退菩提心戒第三十四

菩提心ハ第一ノ誓修ナルニタ、モノ日ニ進ムベキヲ油断ス  
ルヲ制セラル懶隨懈怠ト云フ叟ハ懶隨ハ明日ノ分ヲ今

※墮の誤り

日行シヨク懈怠ハ今日ノ分ヲ明日行スル云フ今日ノ祖忌

【15ウ】

ノ法叟ナドヲ京ノ寺ナドガ諸國ノ人ノ上京ノ頃ニ日頃ノ前  
方シ取起モコノ戒ニ入

※ニの誤り

○不發願戒第三十五

此ノ戒ハ月 日ノ發願ヲ不<sup>スニ</sup>怠勤ムルヲ常ト云フ先父母  
師僧ノ存生ナルニハ毎日安否ヲ向ヒ没後ナラハ月日誦咒  
囀スヘシソノ上ニ現ニ師トナル人ノ開解ヲウケテ念念念

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

却セス一生ツトムルヲ云

○不生自要戒第三十六

一切ノ如来皆ナ因地菩薩ノ時發願セヌハナシ釋迦ノ五  
百ノ大願弥陀ノ四十八願藥師ノ十二願ノ如シ頓願漸修シテ  
皆

【16オ】

ナ成佛ニイタル故ニ萃嚴經ニ行願品アリテ時時刻刻發

願ヲ怠レザラシムニ皆ナ度衆生ノ義ニハカ、ルアラカタハ

十  
大

○故入難處戒第三十七

コレハ遊化ノ時ニ處ヲ擇テ至リ居ルベシ托鉢スルニモ處ヲ  
擇ブベシ難處ト云ハ今時ナラバ第一ニ國王臣下ガ儒者ナ  
トニテ佛法ヲイヤカル處ニハイタルベカラズ亦ハ財難ナド  
ア

※「願ナリ」の脱字

ルベキ處ヲ避ルガ第一ノ用心也

○坐無次第戒第三十八

此ハ今比ノ寺ノ俗姓ノ高キ公家ナトノ<sup>童按子ノ寫誤乎</sup>不<sup>スニ</sup>弱年ニテモ

【16ウ】



近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

上ニヨリ商人人家ノ子ハ老宿ニテモ下ニ坐スルハ末世弊風ナリ佛弟子ハ皆ナ四姓出家同一釋種故ニ戒ノ臘次第ナレハ俗ノ上下貴賤ニカマワス先ニ受戒セシモノハ上座  
ナリ後ニ受戒セシモノ下坐ナリモシ少シモ違エバ佛制ニ背ク

○不行利樂戒第三十九

此戒ハ常ニ在家人ニモ教テ寺院ヲ建立シ佛閣ヲ造シメテ現當ノ福壽ヲ求メシムベシ其外ニモ一切ノ菩薩ノ為ニナリサフナ叟ハ教テナサシムルガ菩薩ノ常ノ用心ナリ此レ  
ナシヤスキ有方便ナリ

○摂化漏失戒第四十

【17オ】  
此戒ハ弟子ノ生レツキノ後ハ荷法モスベキ法器ヲ不<sub>レ</sub>擇妄リニ捨テ、因縁ヲ失フヲ戒ム亦衣服等ヲ如法ニ教ユベシ  
常ニ陀羅尼ヲ誦シテ宿業ヲ滅セシメ日日ノ三寶頂  
禮ヲ欠ヌ羊ニ教化スベシタトヒ五逆ニテモ三寶ニ懺悔スレバミナ滅スルナリ永祖ノ尊意如<sub>レ</sub>斯

○惡求弟子戒第四十一

此戒ノ中ノ二師トハ今ノ戒師ト教授師ナリ教授ガ七逆ヲ造カ否ヲ問テ懺悔セシムルナリ故ニ洞家ノ法ノ授戒前ニ教師ノ說戒其義ヲ表シテ梵網ノ說ニ須ス戒師モ亦タ一  
三戒ノ義ヲ解シ向上ノ法門ヲモ解セシ上ニテ戒子ニ授クベシ  
【17ウ】

○非處說戒第四十二

此ノ戒ハ今比ノ儒者ナトヤ一向ニ無信心ノ佛法ヲ嫌テアル在

家人ニ内テトカヌハズナリ佛法ヲウケマイヤカル男女ハ畜生ト同前トノ佛勅ナリ亦ハ木頭ト同前トノ尊意タリタトヒ周公孔子ト稱スルモ三歸ヲウケタ庸流ニハヲトレリ

○故違聖禁戒第四十三

【18オ】  
此ハ始メハ佛法ヲ信テ受戒シタレドモ後ニ惡友ニ進メラレテア、今マテ莫伽ナ叟ヲシテ佛法ヲツトメタトテワザト戒ヲ普ク輩ヲヲ制セル老年ノ人ナドノ真實ニ信心ナ  
キ人ハコレガアルナリ故ニ步行スレバ惡鬼ガ其ノ脚アトヲ

掃地シテ善人ヲ通ス也

○不重經律戒第四十四

此ハ佛説ヲ尊重シテ現世後生ノ為ニ書寫スベシ古エ  
ノ帝皇后妃ノ紺紙金泥ニカカセラレシガ今世ニテモ遺  
リテ處々ニアリ老人ハナラヌコト（童按ト字不用乎）トナリ壯年ノ人ハ何トゾ  
少

シノ經陀羅尼ナリトモ書寫シテ菩提ノ種トスベシ拙  
僧ハ壯年ノ比金剛經一卷ト梵網經一卷ヲ血書ノ信心  
ノ功ニヤ六十州ニ今ニ流布スルナリ三宝龍天の冥助ト  
常ニ感幸ス

【18ウ】

○不化有情戒第四十五

此戒ハ一切ノ男子女人ヲ勸メテ三宝ヲ信向セシメ嬰兒  
ノ羊ナモノニモ勸メ亦ハ牛馬畜生ノ類ニモ三歸ヲ授  
ケ巖ノ雀ノ羊ナニモ三皈ヲ授クベシ佛恣ノ妙ニテ三歸ダ  
ニ授クレハ網羅ヲ免レテ放樂スルナリ流水長者ノ一萬ノ  
魚ニ説法シテ聴カセケレバ皆帝釋天ニ生ス其ノ謝禮  
ヲセシ最勝王經ニ説レシナリ

○説法乖儀戒第四十六

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

此ハ在家ニ入テタトヒ貴人ナリトモ其下ニ坐シテハ説法  
スベカラズ昔シ大灯國師ニ時ノ帝ガ説法ヲ請ワレケレバ

【19オ】

下ニ座ヨリ奏聞ト云ヌハ佛法ニナキ故ニ帝王ノ上ニ  
座スベシト國師ノ白サレケル諸大臣ガ何ニ程ト佛法カ重ヒ  
トテ帝ヨリ上座ト云ハナルマヒトテ奏聞シケレバ帝ノ勅ニ  
サラハ對座ニシテシカルベシトアル故ニ帝ト對座ニ法座  
ヲカザリケルニコレモツイニ無キ故ニ帝ノ座ニツカセラ  
レ

國師モ坐ニスカセラレテ帝ノ眞勅命ニ佛法不思議帝  
王ト對座トヲ、セラレケレハ亦タ大灯ノ帝王不思議法王  
ト對座トアリシコト傳ニ見エタリ實ニ此戒ノ佛勅ニ  
了ルナリ

○非法立制戒第四十七

コレハ今時モアルヌニテ國ニヨリテ堂伽藍ヲ建立スルヲ  
禁シテユルサヌアリ其國ハ必ス國王ガ短命ナリ臣下ガ短命  
ナカ或ハ蝗ガイルカ五穀ハ成焚セス羊ナヌヲ招クナリ

○自破内法戒第四十八

近世洞門における『梵網經』の学びについて（菅原）

此戒ハ国王ニ諛テ帝王ノ氣ニ入ル羊ニ道理ヲマケテ  
説法シ又ハ破戒シテモツカエヌナド、教ユルハ皆ナ出家沙  
門ガ佛法ヲ破ルナリ末世ニハ日本ニコノ流彗シ師子ハ百獸  
ノ王ナレハ死ニテモ其ノソハニ鳥獸ハヨリツカヌ故ニ死肉  
ヲ喰

フモノハナシ身ノ中ニアル虫ガ死肉ニテ出来テソレガ食  
フナルナリ佛法ハ天魔波旬モ破ル叟ナラズ佛弟子

【20オ】

ガ内カラ破ルハ其ハ指タガナヒトノ佛勅ナリ

此ノ戒題鈔ハ在家ノ菩薩戒ヲ受シ信心ナル戒弟

ノ為ニ

ムツカシラヌ羊ニ道理ハカリヲ説テ教ルナリ大賢

ノ古迹

ノ題号ガ梵網ノ注十七通りノ中ニテ至極相應ナ

ル故ニ其題号ヲ荒抄スルナリ戒子等諦カニ聴テ信

スベシ

附録

經真和尚梵網戒抄云行姪無慈悲心者是菩提

【20ウ】

波羅夷罪トアリ如此ノ文ハタトヒ行姪ストモ

慈悲心アラハトユサル、與此慈悲イカナルベキゾ先達  
等多ク煩フ但シ佛ノ因位ノ時五莖ノ蓮華ヲウル女人ア  
リキ此華ヲ佛ニ供養シタテマツラム為ニ我ニウレト被  
仰シ返事ニ我ヲ妻女トタノマシム可賣ト申ス佛華

ヲ賣ヘクハ妻トスベシ但佛道ヲハサウマシキナリト有契約  
佛領狀依テ世世ニ夫婦トナル義等ハ慈悲ナルベキカ佛  
羅睺羅ヲマウケオハシマス慈悲カケタルニアラス總テ  
慈悲ノ様モ大小乗相賛ルベシ能可思慮叟也

抄云一切ノ酒ウル叟ナカレト云天竺國及ヒ唐土マテモ酒

【21オ】

ハ品々多シ起罪ノ因縁ト云ハ水ノホシサニ取り違ヒテ  
酒ヲ吞ミ酔タルモノアリキ此ノ酔酒ニヨリテ五戒ヲ破ル  
第一ニ飲酒戒也隣家ノ鶏ヲ取テ醉中ニ食ス殺生戒

破之主ノ不與取之盜犯也鳥主ノ女來テ尋此鳥

答不レ知レ之申妄語也以レ此便嬖ニ鳥主女ヲ仍一時ニ破レ

五戒

永福老人梵網古迹戒題鈔畢